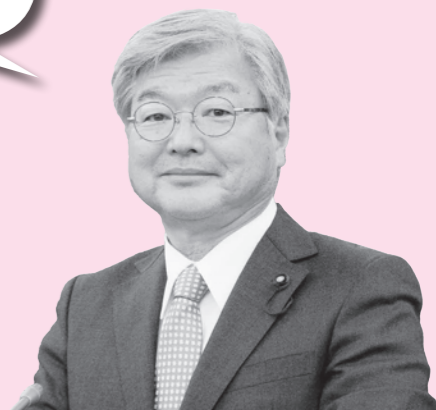


公共交通の見直しは



松本 幸喜



町長

基本方針を基に
進めていく

質問

「たまりん」をはじめとする公共交通機関の見直しは、どのような方針で行うのか。また、今後、どのような手順で見直し作業を進めていくのか。

答弁

町長 「交通広場を活用した鉄道駅へのアクセスを強化し、通学や通勤で利用しやすい公共交通を確立すること」及び「高齢者、障がい者、子供や妊産婦などが安心して外出できる、効率的で持続可能な



富岡市のデマンドタクシー「愛タク」(富岡市HPより)

移動手段を確保すること」を基本方針として、今後、検討を進めたいと考えている。

従来、全ての町民を対象として、広く公共交通を展開することを基本的な考えとしていたが、

自動車を利用できる住民は、当面公共交通を利用するとは考えにくい。小中高生と高齢者や障がい者等の自ら車を運転できないいわゆる交通弱者を対象とした移動手段の確保を基本方針とする。

今後は、この方針を基に、令和5年度中にモデル地区を定めた実証運行を行い、令和6年度中には、町全体の新たな公共交通を構築していきたいと考えている。

今後の空き家対策は

質問

令和5年度は玉村町空家等対策計画の見直しの年になるが、これまでの成果と今後の対応について、どのように考えているのか。

答弁

町長 空家除却補助事業では、令和元年から4年度までに計31件の申請・除却があり、目標をやや上回る成果を上げている。

しかし、空き家バンク(※1)については、令和2年度に1件の成約があったのみで、それ以降、相談はあるものの新たな登録はない。

また、特定空家等(※2)については、平成31年に認定した3件に助言・指導を行った結果、うち2件は除却されたが、残りの1件については、現在もそのままになっている。

今後は、高齢化に伴う空き家の急増が見込まれることから、どのような対策が有効か、対策協議会の中で検討していく。

※1 空き家バンク 空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度
※2 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等のおそれのある状態等にあると認められる空家等

地球温暖化対策に どう取り組むか



堀越 真由子



町長

玉村町全体での取組が必要である

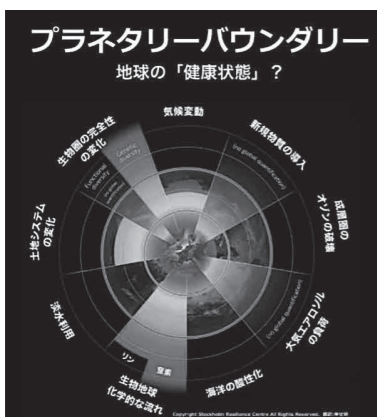
質問

地球温暖化対策実行計画における「区域施策編」を早期に策定し、必要な施策を早急に行に移すべきと考えるがどうか。

答弁

町長 地球温暖化対策として、町では令和4年度から玉村町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を開始した。町有施設からの温室効果ガス排出削減を、目標年度である2030年度には基準年度の2013年度比で40%削減するよう取り組んでいる。

環境基本計画において「区域施策編」の策定は、重点施策であるため、環境部局のみならず



▶人間が生きられる環境を維持するため「限界点」を示した図

ず、全ての部局が参画する横断的な庁内体制を構築するとともに、町内ステークホルダー(※1)との協力体制を構築していくことが重要であり、なるべく早く策定し、玉村町全体での取組が必要と考えている。

質問

町は温室効果ガス削減に向けて、具体的な取組をどう考えているか。

答弁

環境安全課長 具体的な取組として、住民に対しては引き続き太陽光パネルや蓄電池購入時の補助を行い、公共施設では施設を長寿命化するなどのタイミングで太陽光パネルや蓄電池を設置する等、再生可能エネルギーを有効に活用していきたい。省エネを図りつつ、温室効果ガスの削減をしていきたい。

死者に関する情報開示のための条例制定を

令和5年4月に施行される個人情報保護法に

町長 空家除却補助事業では、令和元年から4年度までに計31件の申請・除却があり、目標をやや上回る成果を上げている。

しかし、空き家バンク(※1)については、令和2年度に1件の成約があったのみで、それ以降、相談はあるものの新たな登録はない。

また、特定空家等(※2)については、平成31年に認定した3件に助言・指導を行った結果、うち2件は除却されたが、残りの1件については、現在もそのままになっている。

今後は、高齢化に伴う空き家の急増が見込まれることから、どのような対策が有効か、対策協議会の中で検討していく。

※1 空き家バンク 空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したい方に紹介する制度
※2 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等のおそれのある状態等にあると認められる空家等

おいては、「個人」の定義が「生存する個人に関する情報」に限られることとなり、災害やいじめなどで亡くなられた方の情報が開示されなくなる恐れがある。国会答弁によれば、死者の情報は、個人情報から外れるため、個人情報保護法の体系の外で規定することは可能となっている。主権者は誰か、住民参加の原則、公開の原則等を鑑みて、死者に関する情報開示のための条例を定める考えはあるか。

答弁

町長 現在のところ制定の予定はないが、遺族感情の尊重の観点から、制定の必要性は感じているため、今後、国や近隣市町村の動向を注視しながら研究していきたい。

※1 ステークホルダー 企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者

こんな質問もしています

・マイナンバーカード、マイナポータルの取扱いについて